

# 下関市教育委員会 3月定例会 資料

平成31年 3月27日（水）15：00～  
教育センター 3階中研修室

## 【目次】

○日程表 ..... P 1

### [議案]

第26号	下関市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則	.....	P 3
第27号	下関市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令	.....	P 8
第29号	下関市教育委員会職員職名規程の一部を改正する訓令	.....	P 11
第30号	下関市立学校適正規模・適正配置検討委員会規則	.....	P 13
第31号	下関市立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例	.....	別冊
第32号	下関市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則	.....	別冊
第33号	重要文化財旧下関英國領事館の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	.....	P 15
第34号	下関市立美術館の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	.....	P 20
第35号	下関市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則	.....	P 45
第36号	教育委員会及び教育機関の職員の任免について	.....	別冊

### [報告事項]

・下関市立南部学校給食共同調理場再編整備に係るPFI導入可能性調査について	.....	P 47
・北部公民館の一部利用停止について	.....	P 48
・勝山御殿跡の国史跡指定について	.....	P 49
・平成31年度重要文化財旧下関英國領事館の休館日及び開館日の変更について	.....	P 50

- ・平成30年度日本遺産魅力発信推進事業について ..... P 52
- ・平成31年度下関市立図書館の休館日及び開館時間について ..... P 53
- ・平成31年度下関市立美術館の臨時休館及び臨時開館について ..... P 55
- ・平成31年度下関市立東行記念館の臨時開館について ..... P 57
- ・平成31年度土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアムの臨時開館について ..... P 59
- ・国指定天然記念物「川棚のクスの森」の枯損対策指導協議について ..... P 60
- ・平成31年度公民館等の開館時間の短縮について ..... P 61

# 教育委員会定例会日程表

平成31年3月27日(水) 15時00分から

下関市教育センター 3階中研修室

開会

署名委員指名

教育長報告

議事等

日程1

## 【議案】

第26号 下関市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則

教育政策課

第27号 下関市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

教育政策課

第29号 下関市教育委員会職員職名規程の一部を改正する訓令

教育政策課

第30号 下関市立学校適正規模・適正配置検討委員会規則

教育政策課

第31号 下関市立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例

学校教育課

第32号 下関市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

学校教育課

第33号 重要文化財旧下関英國領事館の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

文化財保護課

第34号 下関市立美術館の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

美術館

第35号 下関市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則

幼児保育課

第36号 教育委員会及び教育機関の職員の任免について

教育政策課

日程2

## 【報告事項】

下関市立南部学校給食共同調理場再編整備に係るPFI導入可能性調査について

学校保健給食課

北部公民館の一部利用停止について

生涯学習課

勝山御殿跡の国史跡指定について

文化財保護課

平成31年度重要文化財旧下関英國領事館の休館日及び開館日の変更について

文化財保護課

平成30年度日本遺産魅力発信推進事業について

文化財保護課

平成31年度下関市立図書館の休館日及び開館時間について

図書館政策課

平成31年度下関市立美術館の臨時休館及び臨時開館について

美術館

平成31年度下関市立東行記念館の臨時開館について

歴史博物館

平成31年度土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアムの臨時開館について

土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアム

国指定天然記念物「川棚のクスの森」の枯損対策指導協議について

豊浦教育支所

平成31年度公民館等の開館時間の短縮について

生涯学習課

**■次回開催予定 平成31年4月19日(金)**

H31. 4月							H31. 5月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6			1	2	3	4		
7	8	9	10	11	12	13	5	6	7	8	9	10	11
14	15	16	17	18	19	20	12	13	14	15	16	17	18
21	22	23	24	25	26	27	19	20	21	22	23	24	25
28	29	30					26	27	28	29	30	31	

閉会

下関市教育委員会  
議案第26号

下関市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

平成31年3月27日

下関市教育委員会  
教育長 児玉 典彦

下関市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則

下関市教育委員会事務分掌規則（平成20年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第7条の次に次の1条を加える。

（教育調整監）

第7条の2 教育部に教育調整監を置くことができる。

2 教育調整監は、教育部長の命を受け、教育行政全般に関する課題等の助言を行うほか、関係機関等との協議調整を行う。

第38条第2号中

「

下関市立小学校及び中学校通学区域審議会	下関市附属機関設置条例（平成22年条例第3号。以下「設置条例」という。）の規定に基づく下関市立の小学校及び中学校の通学区域の設定及び改廃に関する事項について、調査審議すること。	学校教育課
---------------------	--	-------

」

「

下関市立学校適正規模・適正配置検討委員会	下関市附属機関設置条例（平成22年条例第3号。以下「設置条例」という。）の規定に基づく下関市立の小学校及び中学校の適正な規模及び配置について、必要な事項を調査審議すること。	教育政策課企画係
下関市立小学校及び中学校通学区域審議会	設置条例の規定に基づく下関市立の小学校及び中学校の通学区域の設定及び改廃に関する事項について、調査審議すること。	学校教育課

に、

「

下関市青少年補導センター運営協議会	設置条例に基づく下関市教育委員会事務分掌規則第19条の規定に基づき設置された青少年補導センターの運営について調査審議し、及び下関市青少年補導委員設置規則(平成17年規則第73号)に規定する非常駐下関市青少年補導委員の候補者を推薦すること。	生涯学習課 青少年係
-------------------	---	---------------

」

を

「

下関市青少年補導センター運営協議会	設置条例に基づく下関市青少年補導センターの運営について調査審議し、及び下関市青少年補導委員設置規則(平成17年規則第73号)に規定する非常駐下関市青少年補導委員の候補者を推薦すること。	生涯学習課 青少年係
-------------------	--	---------------

」

に改め、同条第3号を削る。

#### 附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

#### 提案理由

教育委員会に教育調整監を置くこと、下関市立学校適正規模・適正配置検討委員会を設置し、及び下関市指定管理候補者選定委員会(下関市小野ふれあいセンター)の廃止することに伴い、所要の条文整備を行うため。

下関市教育委員会事務分掌規則 新旧対照表

新 旧	(教育調整監)	第38条 (附屬機関) 略 (1) (略) (2) 地方自治法の規定に基づく条例(下関市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年条例第26号)を除く。)の規定により設置された附屬機関
新 旧	第7条の2 教育調整監を置くことができる。 2 教育調整監は、教育部長の命を受け、教育行政全般に関する課題等の助言を行うほか、関係機関等との協議調整を行う。	(教育調整監) 第38条 略 (1) (略) (2) 地方自治法の規定に基づく条例(下関市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年条例第26号)を除く。)の規定により設置された附屬機関

日

新

名称	担任する事務	名称	担任する事務	庶務を処理する組織
下関市立小学校及び中学校通学区域審議会	下関市附属機関設置条例(平成22年条例第3号。以下「設置条例」という。)の規定に基づく下関市立の小学校及び中学校の通学区域の設定及び改廃について、調査審議すること。	下関市立学校及び中学校通学区域審議会	下関市立小学校及び中学校通学区域の設定及び改廃に関する事項について、調査審議すること。	下関市附属機関設置条例(平成22年条例第3号。以下「設置条例」という。)の規定に基づく下関市立の小学校及び中学校の通学区域の設定及び改廃に関する事項について、調査審議すること。
下関市青少年補導センター運営協議会	略	下関市青少年補導センター運営協議会	略	下関市青少年補導センター運営協議会
生涯学習課青少年係	設置条例に基づき設置された青少年補導センターの運営について調査審議し、及び下関市青少年補導委員設置規則(平成17年規則第73号)に規定する非常駐下関市青少年補導委員の候補者を推薦すること。	生涯学習課青少年係	設置条例に基づく下関市教育委員会事務分掌規則第19条の規定に基づき設置された青少年補導センターの運営について調査審議し、及び下関市青少年補導委員設置規則(平成17年規則第73号)に規定する非常駐下関市青少年補導委員の候補者を推薦すること。	生涯学習課青少年係
	略		略	略

日

新

(3) 下関市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により設置された附屬機関

名称	担任する事務	庶務を処理する組織
下関市指定管理候補者選定委員会（下関市小野ふれあいセンター）	下関市ふれあいセンターの設置等に関する条例（平成17年条例第115号）第10所 条第1項の規定による下関市小野ふれあいセンターの指定管理候補者の選定について審議すること。	豊浦教育支

下関市教育委員会  
議案第27号

下関市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令  
上記の議案を提出する。

平成31年3月27日

下関市教育委員会  
教育長 児玉 典彦

下関市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令  
下関市教育委員会事務決裁規程（平成17年教育委員会訓令第1号）の一部  
を次のように改正する。

第2条第6号中「前号に掲げる課の長をいう。」の次に「ただし、歴史博物  
館にあっては副館長とする。」を加える。

別表第1 旅行命令等の部 職員の管内出張に係るものの中「及び参事」を  
「、参事及び教育部付」に改め、同部 職員の管内出張以外の国内旅行に係るも  
のの中「参事」の次に「、教育部付」を加え、同表 服務の項中「参事」の次  
に「、教育部付」を加える。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

提案理由

歴史博物館の専決等について、所要の条文整備を行うため。

## 下関市教育委員会事務決裁規程 新旧対照表

日	新	(用語の意義)	(用語の意義)
第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	(1)～(5) (略)	(1)～(5) (略)
(6) 課長 前号に掲げる課の長をいう。	(6) 課長 前号に掲げる課の長をいう。 館長とする。	(7)・(8) (略)	(7)・(8) (略)
別表第1 (第5条関係)	別表第1 (第5条関係)	教育部長及び課長共通専決事項	教育部長専決事項
教育部長及び課長共通専決事項	課長専決事項	教育部長専決事項	課長専決事項
旅 行 員 の 職 務 管 理 内 出 管 理 外 出 の 旅 行 命 令 等 に 係 る も の の 旅 行 命 令 等 に 係 る も の の	教育部長、理事、部次長及び参事 の旅行命令に係ること。	教育部長、主幹及び所属職員（課長が指揮監督し、旅費条例の適用を受けたる職員をいう。）の旅行命令に関する事務委任規程（平成17年教育委員会訓令第6号。以下「旅行命令規程」という。）に規定する学校職員に係るもの	課長、主幹及び所属職員（課長が指揮監督し、旅費条例の適用を受けたる職員をいう。）の旅行命令に関する事務委任規程（平成17年教育委員会訓令第6号。以下「旅行命令規程」という。）に規定する学校職員に係るもの

日		新	
職員の管内出張以外の国内旅行に係るもの	理事、部次長、参事 ——、課長（高等学校校長を除く。）、教育指導監及び主幹の旅行命令に関すること。	所属職員（課長が指揮監督し、旅費条例の適用を受ける職員をいう。）令規程に規定する学校職員に係るもの（除く。）	理事、部次長、参事、教育指導監（高等學校長を除く。）、教育指導監及び主幹の旅行命令に関すること。（旅行命令に規定する学校職員に係るもの（除く。））
(略)	(略)	(略)	(略)
服務	理事、部次長、参事 ——、課長（高等学校校長を除く。）、教育指導監及び主幹の服務に関すること。	所属職員の服務に関すること。	理事、部次長、参事、教育指導監（高等學校長を除く。）、教育指導監及び主幹の服務に関すること。
(略)	(略)	(略)	(略)

下関市教育委員会  
議案第 29 号

下関市教育委員会職員職名規程の一部を改正する訓令  
上記の議案を提出する。

平成 31 年 3 月 27 日

下関市教育委員会  
教育長 児玉 典彦

下関市教育委員会職員職名規程の一部を改正する訓令  
下関市教育委員会職員職名規程（平成 17 年教育委員会訓令第 3 号）の一部  
を次のように改正する。

別表中「指導主事」を「教育調整監、指導主事」に改める。

#### 附 則

この訓令は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

#### 提案理由

教育委員会教育部に教育調整監を置くことに伴い、所要の条文整備を行う  
ため。

## 新旧对照表(下闋市教委員會職員名規程)

1

#### 別表(第2条關係)

組織上の職名	業務上の職名	組織上の職名	業務上の職名
部長、理事、部次長、参事、課長、教育指導監、教育支所長、館長、事務長、主幹、課長補佐、室長、室長補佐、教育支所長補佐、副館長、所長、場長、館長補佐、事務長補佐、主任、主任主事、主任技師、副主任	業務上の職名	部長、理事、部次長、参事、課長、教育指導監、教育支所長、館長、事務長、主幹、課長補佐、室長、室長補佐、教育支所長補佐、副館長、所長、場長、館長補佐、事務長補佐、主任主事、主任技師、副主任	業務上の職名
指導主事、企画調整員、係長、班長、主事、司書、学芸員、社会教育主事、文化財保護主事、事務職員、技師、栄養士、自動車運転手、教育技能士、校務技士、学校給食調理員	業務上の職名	指導主事、企画調整員、係長、班長、主事、司書、学芸員、社会教育主事、文化財保護主事、事務職員、技師、栄養士、自動車運転手、教育技能士、校務技士、学校給食調理員	業務上の職名
備考 この表において、「組織上の職名」とは下関市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成17年規則第35号）別表第1 級別標準職務表（1）行政職給料表級別標準職務表の教育委員会の事務部局の項目に掲げる職務に相当する職名をいい、「業務上の職名」とは組織上の職名以外の職名で、業務の実施のために置かれるものをいう。	備考 この表において、「組織上の職名」とは下関市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成17年規則第35号）別表第1 級別標準職務表（1）行政職給料表級別標準職務表の教育委員会の事務部局の項目に掲げる職務に相当する職名をいい、「業務上の職名」とは組織上の職名以外の職名で、業務の実施のために置かれるものをいう。	備考 この表において、「組織上の職名」とは下関市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成17年規則第35号）別表第1 級別標準職務表（1）行政職給料表級別標準職務表の教育委員会の事務部局の項目に掲げる職務に相当する職名をいい、「業務上の職名」とは組織上の職名以外の職名で、業務の実施のために置かれるものをいう。	備考 この表において、「組織上の職名」とは下関市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成17年規則第35号）別表第1 級別標準職務表（1）行政職給料表級別標準職務表の教育委員会の事務部局の項目に掲げる職務に相当する職名をいい、「業務上の職名」とは組織上の職名以外の職名で、業務の実施のために置かれるものをいう。

**備考** この表において、「組織上の職名」とは下関市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成17年規則第35号）別表第1 級別標準職務表（1）行政職給料表級別標準職務表の教育委員会の事務部局の項目に掲げる職務に相当する職名をいい、「業務上の職名」とは組織上の項目に掲げる職務に相当する職名をいい、「業務上の職名」とは組織上の業務の実施のために置かれるものとし、職名以外の職名で、職名に置かれるものをいう。

下関市教育委員会  
議案第30号

下関市立学校適正規模・適正配置検討委員会規則

上記の議案を提出する。

平成31年3月27日

下関市教育委員会  
教育長 児玉 典彦

下関市立学校適正規模・適正配置検討委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、下関市附属機関設置条例（平成22年条例第3号）第3条の規定に基づき、下関市立学校適正規模・適正配置検討委員会（以下「委員会」という。）の組織、委員その他必要な事項について定めるものとする。

(委員)

第2条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係教育機関の職員
- (3) 保護者
- (4) 下関市連合自治会の役員
- (5) 公募に応募した市民

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、諮問に係る答申をした日をもって終了するものとする。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、会長を定めるための会議は、教育長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の公開)

第6条 会議は、公開とする。ただし、委員会が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育部教育政策課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会議に諮って定める。

#### 附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

#### 提案理由

下関市立学校適正規模・適正配置検討委員会の組織、委員その他必要な事項について定めるため。

下関市教育委員会  
議案第33号

重要文化財旧下関英國領事館の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
上記の議案を提出する。

平成31年3月27日

下関市教育委員会  
教育長 児玉 典彦

重要文化財旧下関英國領事館の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
重要文化財旧下関英國領事館の設置等に関する条例施行規則（平成26年教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第5条から第8条までを削る。

第9条第5号中「すること」を「しないこと」に改め、同条を第5条とする。

第10条第1項中「と、第6条から第8条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」として」を「として」に改め、同条第2項を削り、同条を第6条とする。

第11条の見出しを「(その他)」に改め、同条を第7条とする。

別表を削る。

様式第5号及び6号を削る。

#### 提案理由

重要文化財旧下関英國領事館の設置等に関する条例施行規則の条文整備のため。

重要文化財日下閑英國領事館の設置等に関する条例施行規則

日

新

(附屬設備使用料)

第5条 条例別表に規定する附屬設備の使用料は、別表のとおりとする。

(使用料の納入等)

第6条 条例第11条に規定する使用料は、使用料請求書により使用者に通知しなければならない。

2 市長は、使用料を受領したときは、領収書又はこれに替わる書面を当該使用者に交付しなければならない。

(使用料の減免申請)

第7条 条例第12条の規定により、使用料を減免することができるとする場合及びそれとの減免額は、次に定めるとおりとする。

- (1) 国又は他の地方公共団体その他公共団体が公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するため、使用するとき 全額  
(2) 市内の公共的な団体が、公共の利益の用に供するため、使用するとき 50パーセントに相当する額  
(3) 他の者が、本市と共催して開催する集会、行事等の用に供するため、使用するとき 50パーセントに相当する額  
(4) その他市長が特に必要があると認められるとき その都度市長が定める額
- 2 前項各号の規定により使用料の減免を受けようとする者は、重要文化財日下閑英國領事館使用料減免申請書（様式第5号）を第2条に規定する申

<p>新</p> <p>請書に添えて、市長に提出しなければならない。</p> <p>(使用料の還付)</p> <p><u>第8条 条例第13条ただし書の規定により還付することができる使用料の額は、次に定めるとおりとする。</u></p> <p>(1) 使用者の責めに帰さない理由により旧領事館を使用することができなくなったとき 全額</p> <p>(2) 使用者が使用の取消しを申し出た場合であつて市長がやむを得ない理由があると認めるとき その都度市長が定める額</p> <p>前項の規定により、使用料の還付を受けようとする者は、重要文化財旧下關英國領事館使用料還付申請書（様式第6号）に使用料を納入したこと</p> <p>を証する書面を添えて、市長に提出しなければならない。</p> <p>(使用者の遵守事項)</p> <p><u>第9条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。</u></p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 旧領事館内又はその敷地内において、委員会の許可を得ずに物品の販売、宣伝その他これらに類する行為をしないこと。</p> <p>(6)・(7) (略)</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p><u>第10条 条例第18条第1項の規定により、旧領事館の管理を指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせる場合には、</u></p>	<p>旧</p> <p>請書に添えて、市長に提出しなければならない。</p> <p>(使用料の還付)</p> <p><u>第5条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。</u></p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 旧領事館内又はその敷地内において、委員会の許可を得ずに物品の販売、宣伝その他これらに類する行為をしないこと。</p> <p>(6)・(7) (略)</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p><u>第6条 条例第18条第1項の規定により、旧領事館の管理を指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせる場合には、</u></p>
---	--

## 旧

ては、第2条中「下関市教育委員会（以下「委員会」という。）」とあり、第3条第1項及び第4条の規定中並びに前条第4号、第5号及び第7号の規定中「委員会」とあるのは「指定管理者」と、第6条から第8条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」として、これらの規定を適用する。

2 第5条から第8条の規定中「使用料」とあるのは、条例第19条第1項に定める「利用料金」として、これらの規定を適用する。

(委任)

第11条 (略)

別表 (第5条関係)  
附属設備使用料

(単位：円)

名称	単位	使用料	附属品
演台	1台／回	<u>340</u>	
ステージ	1式／回	<u>1,230</u>	
ワイヤレスマイク	1台／回	<u>140アンプ</u>	
プロジェクター	1式／回	<u>390</u>	設置台、スクリーン
3.2インチ液晶テレビ	1台／回	<u>190</u>	
ブルーレイディスクプレーヤー	1台／回	<u>100</u>	

## 新

第2条中「下関市教育委員会（以下「委員会」という。）」とあり、第3条第1項及び第4条の規定中並びに前条第4号、第5号及び第7号の規定中「委員会」とあるのは「指定管理者」として、中「委員会」とあるのは「指定管理者」として、これらの規定を適用する。

(その他)

第7条 (略)

旧		新	
展示パネル	1台／回	230	
持参電気器具	定格表示電力の合計量 1 kWにつき 1 回当たり	100	
備考			
1	この使用料を算定する際の回数は、午前（午前9時から正午まで）、午後（午後1時から午後5時まで）及び夜間（午後6時から午後10時まで）の区分ごとに、それぞれ1回とする。複数の区分にかけて使用する場合、それぞれの使用料を合計した額とする。		
2	持参電気器具の定格表示電力の合計量が1キロワット未満のとき、又は合計量に1キロワット未満の量があるときは、当該1キロワット未満の量を1キロワットとして計算する。		
様式第5号（第7条関係）			
	(略)		
様式第6号（第8条関係）			
	(略)		

下関市教育委員会  
議案第 34 号

下関市立美術館の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する  
規則

上記の議案を提出する。

平成31年3月27日

下関市教育委員会  
教育長 児玉 典彦

下関市立美術館の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する  
規則

下関市立美術館の設置等に関する条例施行規則（平成17年教育委員会規則第35号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第6条第1項」を「第6条第2項」に、「1階の展示室又は講堂」を「同条第1項各号に掲げる施設」に、「を使用しようとする者」を「の使用の許可を受けようとする者」に改め、「第3号」の次に「、様式第3号の2又は様式第3号の3」を加え、「当該施設を使用しようとする日の6月前から3日前までに」を削り、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、「第4号」の次に「、様式第4号の2又は様式第4号の3」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の場合において、施設のうち、1階の展示室、講堂及び光庭に係る使用の許可にあっては、その施設を使用しようとする日の6月前から7日前までに、造形室及び窯場に係る使用の許可にあっては、その施設を使用しようとする日の3月前から7日前までに申請しなければならない。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

様式第1号から様式第3号までを次のように改める。

様式第1号(第2条関係)

下関市立美術館特別観覧許可申請書

年 月 日

下関市教育委員会 様

申請者	住所又は所在地	(〒　　-　　)
	団体名	
	代表者 職・氏名	㊞ (自署の場合押印不要)
担当者	住所又は所在地	(〒　　-　　)
	氏名	
	電話番号	

次のとおり、特別観覧したいので許可申請をします。

観覧者氏名	
観覧の目的	
観覧の対象	
観覧の方法	<input type="checkbox"/> 熟覧 <input type="checkbox"/> 模写 <input type="checkbox"/> 模造 <input type="checkbox"/> 撮影 (□カラー・□モノクローム) <input type="checkbox"/> その他( )
観覧の期間	年 月 日(曜日)から 年 月 日(曜日)まで

※記入しないでください。

許可番号	第	号	
許可年月日	年	月	日
特別観覧料	納付すべき額	円	

様式第2号(第2条関係)

下関市立美術館特別観覧許可書

年 月 日

様

次のとおり、特別観覧を許可します。

許可番号 第 号

下関市教育委員会

印

観 覧 者 氏 名	(団体名 )
観 覧 の 目 的	
観 覧 の 対 象	
観 覧 の 方 法	<input type="checkbox"/> 熟覧 <input type="checkbox"/> 模写 <input type="checkbox"/> 模造 <input type="checkbox"/> 撮影 ( <input type="checkbox"/> カラー・ <input type="checkbox"/> モノクローム) <input type="checkbox"/> その他( )
観 覧 の 期 間	年 月 日 (曜日) から 年 月 日 (曜日) まで
許可の条件 下関市立美術館の設置等に関する条例施行規則の規定及び美術館職員の指示に従うこと。	

様式第3号(第3条関係)

下関市立美術館施設使用許可申請書

(展示室等)

年 月 日

下関市教育委員会 様

申 請 者	住所又は所在地	(〒 - - - )
	団体名	
	代表者 職・氏名	㊞ (自署の場合押印不要)
担 当 者	住所又は所在地	(〒 - - - )
	氏名	
	電話番号	

下関市立美術館の施設を使用したいので、次のとおり申請します

使 用 す る 施 設		<input type="checkbox"/> 展示室 <input type="checkbox"/> 講堂 <input type="checkbox"/> 光庭 ( <input type="checkbox"/> 壁面及び床面 <input type="checkbox"/> 壁面のみ <input type="checkbox"/> 床面のみ)
使 用 期 間		年 月 日 (曜日) 午前・午後 時 分から 年 月 日 (曜日) 午前・午後 時 分まで
使 用 目 的	行 事 等 の 名 称	
	内 容	
入 場 者 見 込		人

※記入しないでください。

許 可 番 号	第 号
許 可 年 月 日	年 月 日
使 用 料	円

様式第3号の次に次の2様式を加える。

様式第3号の2(第3条関係)

下関市立美術館施設使用許可申請書

(造形室)

年 月 日

下関市教育委員会 様

申請者	住所又は所在地	(〒 - - )
	団体名	
	代表者 職・氏名	㊞ (自署の場合押印不要)
担当者	住所又は所在地	(〒 - - )
	氏名	
	電話番号	

下関市立美術館の造形室を使用したいので、次のとおり申請します。

使 用 期 間		年 月 日 (曜日) 午前・午後 時 分から 年 月 日 (曜日) 午前・午後 時 分まで
使 用 目 的	行事等の名称	
	内 容	
使 用 予 定 人 数		人

※記入しないでください。

許 可 番 号	第 号
許 可 年 月 日	年 月 日
使 用 料	円

様式第3号の3(第3条関係)

下関市立美術館施設使用許可申請書  
(窯場)

年 月 日

下関市教育委員会 様

申請者	住所又は所在地	(〒 - - - )
	団体名	
	代表者 職・氏名	㊞ (自署の場合押印不要)
担当者	住所又は所在地	(〒 - - - )
	氏名	
	電話番号	

下関市立美術館の窯場を使用したいので、次のとおり申請します。

使 用 期 間		年 月 日 (曜日) 午前・午後 時 分から 年 月 日 (曜日) 午前・午後 時 分まで
使 用 目 的		<input checked="" type="checkbox"/> 美術館の造形室において作成した作品の焼成のため
窯の使用	焼成方法	
	スイッチ入	年 月 日 (曜日) 午前・午後 時 分
	スイッチ切	年 月 日 (曜日) 午前・午後 時 分
使 用 予 定 人 数		人
備 考		

※記入しないでください。

許 可 番 号	第 号
許 可 年 月 日	年 月 日
使 用 料	円

様式第4号を次のように改める。

様式第4号(第3条関係)

下関市立美術館施設使用許可書  
(展示室等)

年　月　日

様

次のとおり、施設の使用を許可します。

許可番号 第 号

下関市教育委員会 印

使　用　す　る　施　設		<input type="checkbox"/> 展示室 <input type="checkbox"/> 講堂 <input type="checkbox"/> 光庭 ( <input type="checkbox"/> 壁面及び床面 <input type="checkbox"/> 壁面のみ <input type="checkbox"/> 床面のみ)
使　用　期　間		年　月　日 (曜日) 午前・午後　時　分から 年　月　日 (曜日) 午前・午後　時　分まで
使 用 目 的	行 事 等 の 名 称	
	内 容	
入　場　者　見　込		人
許可の条件 下関市立美術館の設置等に関する条例施行規則の規定及び美術館職員の指示に従うこと。		

様式第4号の次に次の2様式を加える。

様式第4号の2(第3条関係)

下関市立美術館施設使用許可書  
(造形室)

年 月 日

様

次のとおり、造形室の使用を許可します。

許可番号 第 号

下関市教育委員会

印

使 用 期 間		年 月 日 (曜日) 午前・午後 時 分から	年 月 日 (曜日) 午前・午後 時 分まで
使 用 目 的	行事等の名称		
	内 容		
使 用 予 定 人 数		人	
許可の条件 下関市立美術館の設置等に関する条例施行規則の規定及び美術館職員の指示に従うこと。			

備考 準備又は後始末に要する時間は、使用時間に入ります。

様式第4号の3(第3条関係)

下関市立美術館施設使用許可書  
(窯場)

年 月 日

様

次のとおり、窯場の使用を許可します。

許可番号 第 号

下関市教育委員会

印

使 用 期 間		年 月 日 (曜日) 午前・午後 時 分から	年 月 日 (曜日) 午前・午後 時 分まで
使 用 目 的		美術館の造形室において作成した作品の焼成のため	
窯 の 使 用	焼 成 方 法		
	スイッチ入	年 月 日 (曜日) 午前・午後 時 分	
	スイッチ切	年 月 日 (曜日) 午前・午後 時 分	
使 用 予 定 人 数		人	
備 考			
許可の条件 下関市立美術館の設置等に関する条例施行規則の規定及び美術館職員の指示に従うこと。			

様式第5号を次のように改める。

様式第5号(第3条関係)

下関市立美術館施設使用中止届書

年 月 日

下関市教育委員会 様

申請者	住所又は所在地	(〒 - - - )
	団体名	
	代表者 職・氏名	㊞ (自署の場合押印不要)
担当者	住所又は所在地	(〒 - - - )
	氏名	
	電話番号	

使用許可のあった施設の使用を、次の理由により中止したいのでお届けします。

施設使用許可番号	第 号
中止の理由	

この届書の提出には、必ず「下関市立美術館施設使用許可書」を添付してください。

## 附 則

この規則は、平成31年10月1日から施行する。

### 提案理由

下関市立美術館の光庭、造形室及び窯場の使用料を定めたこと等による所要の条文整備及び様式の改正を行うため。

下関市立美術館の設置等に関する条例施行規則

旧	新
(施設の使用)	(施設の使用)

第3条 条例第6条第1項の規定により、1階の展示室又は講堂（以下「施設」といふ。）を使用しようとする者は、下関市立美術館施設使用許可申請書（様式第3号）を当該施設を使用しようとする日の6月前から3日前までに委員会に提出しなければならない。

35

- 第3条 案例第6条第2項の規定により、同条第1項各号に掲げる施設（以下「施設」といふ。）の使用の許可を受けようとする者は、下関市立美術館施設使用許可申請書（様式第3号、様式第3号の2又は様式第3号の3）を委員会に提出しなければならない。
- 2 前項の場合において、施設のうち、1階の展示室、講堂及び光庭に係る使用的許可にあつては、その施設を使用しようとする日の6月前から7日前までに、造形室及び鑑場に係る使用的許可にあつては、その施設を使用しようとする日の3月前から7日前までに申請しなければならない。ただし、委員会が特別の理由があると認めるとときは、この限りでない。
- 3 委員会は、第1項の使用を許可したときは、下関市立美術館施設使用許可書（様式第4号、様式第4号の2又は様式第4号の3）を交付するものとする。
- 3 (略)
- 4 使用者が許可を受けた後に、その使用を中止するときは、下関市立美術館施設使用中止届書（様式第5号）に、第2項の許可書を添えて委員会に提出しなければならない。
- 5 使用者が許可を受けた後に、その使用を中止するときは、下関市立美術館施設使用中止届書（様式第5号）に、第3項の許可書を添えて委員会に提出しなければならない。



日	新										
<p><b>様式第2号 (第2条関係)</b></p> <p>様式第2号 (第2条関係)</p> <p>下関市立美術館特別観覧許可書</p> <p>年 月 日</p> <p>機 樣</p> <p>次のとおり、特別観覧を許可します。</p> <p>許可番号 第 号</p> <p>下関市教育委員会</p>											
<p><b>様式第2号 (第2条関係)</b></p> <p>様式第2号 (第2条関係)</p> <p>下関市立美術館特別観覧許可書</p> <p>年 月 日</p> <p>機 樣</p> <p>次のとおり、特別観覧を許可します。</p> <p>許可番号 第 号</p> <p>下関市教育委員会</p>											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>観覧者 氏名 (団体名)</th> <th>観覧者 氏名 (団体名)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>観覧の目的</td> <td>観覧の目的</td> </tr> <tr> <td>観覧の対象</td> <td>観覧の対象</td> </tr> <tr> <td>観覧の方法 その他(</td> <td>観覧の方法 □熱観 模写 摹造 撮影 カラー モノクローム □その他の</td> </tr> <tr> <td>観覧の期間 年 月 日から 年 月 日まで</td> <td>観覧の期間 年 月 日( 脛日)から 年 月 日( 脢日)まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>許可の条件 下関市立美術館の設置等に関する条例施行規則の規定及び美術館職員の指示に従うこと。</p> <p>許可の条件 下関市立美術館の設置等に関する条例施行規則の規定及び美術館職員の指示に従うこと。</p>		観覧者 氏名 (団体名)	観覧者 氏名 (団体名)	観覧の目的	観覧の目的	観覧の対象	観覧の対象	観覧の方法 その他(	観覧の方法 □熱観 模写 摹造 撮影 カラー モノクローム □その他の	観覧の期間 年 月 日から 年 月 日まで	観覧の期間 年 月 日( 脛日)から 年 月 日( 脢日)まで
観覧者 氏名 (団体名)	観覧者 氏名 (団体名)										
観覧の目的	観覧の目的										
観覧の対象	観覧の対象										
観覧の方法 その他(	観覧の方法 □熱観 模写 摹造 撮影 カラー モノクローム □その他の										
観覧の期間 年 月 日から 年 月 日まで	観覧の期間 年 月 日( 脛日)から 年 月 日( 脢日)まで										

日	新	
<u>様式第3号 (第3条関係)</u>		
<u>様式第3号 (第3条関係)</u>		
様式第3号(第3条関係) 下関市立美術館施設使用許可申請書 (展示室等)		
下関市立美術館施設使用許可申請書 (展示室等)		
年 月 日		
下関市教育委員会 機		
申請者 住所(団体名) 氏名(代表者名) <input checked="" type="checkbox"/> (自署の場合は押印不要) 電話 ( )		
次のとおり、施設を使用したいので許可申請をします。		
使 用 者 氏 名		
催 し の 名 称		
使 用 の 目 的		
使 用 す る 施 設	展 示 室	講 堂
使 用 の 期 間	年 月 日 ( 曜日 ) 午前 時・午後 時から	年 月 日 ( 曜日 ) 午前 時・午後 時
使 用 の 期 間	年 月 日 ( 曜日 ) 午前 時・午後 時まで	年 月 日 ( 曜日 ) 午前 時・午後 時まで
※記入しないでください。		
許 可 番 号 第	号	
許 可 年 月 日	年 月 日	
納付年月日	年 月 日	
使 用 料 の 納 付	納付すべき額 円	
使 用 料	円	

申 請 者	住 所 又 は 所 在 地	(〒 ) — — )
団 体 名		
代 表 者	姓、氏名	(自署の場合押印不要)
担 当 者	住 所 又 は 所 在 地	(〒 ) — — )
氏 名		
電 話番 号		

使 用 す る 施 設	<input type="checkbox"/> 展示室	<input type="checkbox"/> 講堂
	<input type="checkbox"/> 光 路	<input type="checkbox"/> □壁面及び床面 □壁面のみ □床面のみ
使 用 期 間	年 月 日 ( 曜日 ) 午前・午後 時	年 月 日 ( 曜日 ) 午前・午後 時
使 用 行 事 等 の 名 称		
使 用 目 的 内 容		
入 場 者 見 込	人	

※記入しないでください。

許 可 番 号	號
許 可 年 月 日	年 月 日
使 用 料	円

新	日																												
<p style="text-align: center;"><b>様式第3号の2（第3条関係）</b></p> <p style="text-align: center;">機式第3号の2（第3条関係） 下関市立美術館施設使用許可申請書 (造形室)</p> <p style="text-align: center;">年　月　日</p> <p style="text-align: center;">下関市教育委員会 様</p>																													
<table border="1"> <tr> <td>申 請 者</td> <td>姓 名</td> <td>住所又は所在地 (〒　　—　　)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">代表者 姓・氏名</td> <td>(自署の場合は印不要) ㊞</td> </tr> <tr> <td>使 用 者</td> <td>姓 名</td> <td>住所又は所在地 (〒　　—　　)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">相 当 者</td> <td>姓 名</td> </tr> <tr> <td colspan="3">電話番号</td> </tr> </table>			申 請 者	姓 名	住所又は所在地 (〒　　—　　)	代表者 姓・氏名		(自署の場合は印不要) ㊞	使 用 者	姓 名	住所又は所在地 (〒　　—　　)	相 当 者		姓 名	電話番号														
申 請 者	姓 名	住所又は所在地 (〒　　—　　)																											
代表者 姓・氏名		(自署の場合は印不要) ㊞																											
使 用 者	姓 名	住所又は所在地 (〒　　—　　)																											
相 当 者		姓 名																											
電話番号																													
<p style="text-align: center;">下関市立美術館の造形室を使用したいので、次のとおり申銷します。</p> <table border="1"> <tr> <td>使 用 別 間</td> <td>年　月　日</td> <td>年　月　日</td> <td>(　曜日)</td> <td>午前・午後</td> <td>時</td> <td>分から</td> </tr> <tr> <td>使 用 行事等の名称 目的</td> <td>内 容</td> <td>年　月　日</td> <td>(　曜日)</td> <td>午前・午後</td> <td>時</td> <td>分まで</td> </tr> <tr> <td>使 用 予 定 人 數</td> <td colspan="6">人</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">※記入しないでください。</p> <table border="1"> <tr> <td>許 可 番 号</td> <td>第　　号</td> </tr> <tr> <td>許 可 年 月 日</td> <td>年　月　日</td> </tr> <tr> <td>使 用 料</td> <td>円</td> </tr> </table>			使 用 別 間	年　月　日	年　月　日	(　曜日)	午前・午後	時	分から	使 用 行事等の名称 目的	内 容	年　月　日	(　曜日)	午前・午後	時	分まで	使 用 予 定 人 數	人						許 可 番 号	第　　号	許 可 年 月 日	年　月　日	使 用 料	円
使 用 別 間	年　月　日	年　月　日	(　曜日)	午前・午後	時	分から																							
使 用 行事等の名称 目的	内 容	年　月　日	(　曜日)	午前・午後	時	分まで																							
使 用 予 定 人 數	人																												
許 可 番 号	第　　号																												
許 可 年 月 日	年　月　日																												
使 用 料	円																												

三

新著

### 様式第3号の3(第3条関係)

株式第3号の3(第3条附則) 下関市立美術館施設使用料可申請書  
(表B)

下関市教育委員会

卷之三

申 請 者	固 体 名 代表者 職 権	（自署の場合は右欄に記入） 氏名
相 当 者	住 所 又 は 所 在 地 姓 名	電 話番 号

下園市立美術館の案場を使用したいので、次のとおり申請します。

新規登録	<input type="checkbox"/>
会員登録	<input type="checkbox"/>



新	日													
<p><u>様式第4号の2（第3条関係）</u></p> <p>様式第4号の2(第3条関係)</p> <p>下関市立美術館施設使用許可書 (造形室)</p> <p>年 月 日</p> <p>様</p> <p>次のとおり、造形室の使用を許可します。</p> <p>許可番号 第 号</p> <p>下関市教育委員会</p> <p>国</p>														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>使 用 期 間</th> <th>年 月 日 ( 翌日 ) 午前・午後</th> <th>時 分から</th> <th>時 分まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使 行事等の名稱 使 用 目 的 内 容</td> <td>年 月 日 ( 翌日 ) 午前・午後</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>使 用 予 定 人 数 人</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>許可の条件 下関市立美術館の設置等に関する条例施行規則の規定及び美術館施設の指示に従うこと。</p> <p>備考 始め又は後始末に要する時間は、使用時間に入ります。</p>			使 用 期 間	年 月 日 ( 翌日 ) 午前・午後	時 分から	時 分まで	使 行事等の名稱 使 用 目 的 内 容	年 月 日 ( 翌日 ) 午前・午後			使 用 予 定 人 数 人			
使 用 期 間	年 月 日 ( 翌日 ) 午前・午後	時 分から	時 分まで											
使 行事等の名稱 使 用 目 的 内 容	年 月 日 ( 翌日 ) 午前・午後													
使 用 予 定 人 数 人														

新	日																									
<p style="text-align: center;"><u>様式第4号の3（第3条関係）</u></p> <p>様式第4号の3(第3条関係)</p> <p>下関市立美術館施設使用許可書 (課場)</p> <p>年 月 日</p> <p>機</p> <p>次のとおり、課場の使用を許可します。</p> <p>許可番号 第 号</p> <p>下関市教育委員会</p> <p style="text-align: right;">回</p>																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>使 用 期 間</th> <th>年 月 日 ( 曜日 ) 午前・午後 時 分から</th> <th>年 月 日 ( 曜日 ) 午前・午後 時 分まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施 用 目 的</td> <td colspan="2">美術館の造形室において作成した作品の施成のため</td> </tr> <tr> <td>施 成 方 法</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>編 の 使用</td> <td>スイッチ八</td> <td>年 月 日 ( 曜日 ) 午前・午後 時 分</td> </tr> <tr> <td>スイッチ切</td> <td></td> <td>年 月 日 ( 曜日 ) 午前・午後 時 分</td> </tr> <tr> <td>使 用 予 定 人 數</td> <td colspan="2">人</td> </tr> <tr> <td>備 考</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="3"> <p>許可の条件</p> <p>下関市立美術館の設置等に関する条例施行規則の規定及び美術館職員の指示に従うこと。</p> </td> </tr> </tbody> </table>			使 用 期 間	年 月 日 ( 曜日 ) 午前・午後 時 分から	年 月 日 ( 曜日 ) 午前・午後 時 分まで	施 用 目 的	美術館の造形室において作成した作品の施成のため		施 成 方 法			編 の 使用	スイッチ八	年 月 日 ( 曜日 ) 午前・午後 時 分	スイッチ切		年 月 日 ( 曜日 ) 午前・午後 時 分	使 用 予 定 人 數	人		備 考			<p>許可の条件</p> <p>下関市立美術館の設置等に関する条例施行規則の規定及び美術館職員の指示に従うこと。</p>		
使 用 期 間	年 月 日 ( 曜日 ) 午前・午後 時 分から	年 月 日 ( 曜日 ) 午前・午後 時 分まで																								
施 用 目 的	美術館の造形室において作成した作品の施成のため																									
施 成 方 法																										
編 の 使用	スイッチ八	年 月 日 ( 曜日 ) 午前・午後 時 分																								
スイッチ切		年 月 日 ( 曜日 ) 午前・午後 時 分																								
使 用 予 定 人 數	人																									
備 考																										
<p>許可の条件</p> <p>下関市立美術館の設置等に関する条例施行規則の規定及び美術館職員の指示に従うこと。</p>																										

日	新				
<p><u>様式第5号 (第3条関係)</u></p> <p>様式第5号(第3条関係)</p> <p>下関市立美術館施設使用中止届書</p>					
年　月　日	年　月　日				
<p>下関市教育委員会 様</p> <p>下関市立美術館施設使用中止届書</p>					
<table border="1"> <tr> <td>届出者 住所(団体名) 氏名(代表者名) (自署の場合は押印不要) 電話　　( )</td> <td>申 請 者 代 表 者 姓 名 <small>(自署の場合は押印不要)</small></td> </tr> <tr> <td>担当者 姓 名 電話番号</td> <td>住 所 又 は 所 在 地 (〒 — —)</td> </tr> </table>		届出者 住所(団体名) 氏名(代表者名) (自署の場合は押印不要) 電話　　( )	申 請 者 代 表 者 姓 名 <small>(自署の場合は押印不要)</small>	担当者 姓 名 電話番号	住 所 又 は 所 在 地 (〒 — —)
届出者 住所(団体名) 氏名(代表者名) (自署の場合は押印不要) 電話　　( )	申 請 者 代 表 者 姓 名 <small>(自署の場合は押印不要)</small>				
担当者 姓 名 電話番号	住 所 又 は 所 在 地 (〒 — —)				
<p>使用許可のあった施設(展示室・講堂)の使用を、次の理由により中止したいのでお届けします。</p>					
<table border="1"> <tr> <td>施設使用許可番号 第 号</td> <td>施設使用許可番号 第 号</td> </tr> <tr> <td>理由</td> <td>中止の理由</td> </tr> </table>		施設使用許可番号 第 号	施設使用許可番号 第 号	理由	中止の理由
施設使用許可番号 第 号	施設使用許可番号 第 号				
理由	中止の理由				
<p>この届書の提出には、必ず「下関市立美術館施設使用許可書」を添付してください。</p>					

下関市教育委員会  
議案第 35 号

下関市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

平成 31 年 3 月 27 日

下関市教育委員会  
教育長 児玉 典彦

下関市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則

下関市立幼稚園管理規則（平成 17 年教育委員会規則第 21 号）  
の一部を次のように改正する。

別表 第五幼稚園の項及び室津幼稚園の項を削る。

附 則

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

下関市立幼稚園の廃止に伴い、当該規則の関係箇所の整備を行うため。

下関市立幼稚園管理規則 新旧対照表

別表 (第14条關係)		別表 (第14条關係)	
名称	利用定員	名称	利用定員
第一幼稚園	20人	第一幼稚園	20人
第五幼稚園	<u>40人</u>	豊浦幼稚園	70人
豊浦幼稚園	70人	小月幼稚園	100人
小月幼稚園	100人	内日幼稚園	0人
内日幼稚園	0人	江浦幼稚園	60人
江浦幼稚園	60人	清末幼稚園	120人
清末幼稚園	120人	川中幼稚園	100人
川中幼稚園	100人	川中西幼稚園	40人
川中西幼稚園	40人	豊東幼稚園	40人
豊東幼稚園	40人	室津幼稚園	<u>70人</u>
室津幼稚園	<u>20人</u>		

## 下関市立南部学校給食共同調理場再編整備に係る PFI 導入可能性調査について

老朽化が進む南部学校給食共同調理場について、現行の衛生管理基準や食物アレルギーへの対応、効率的な運営に向けた整備を行うため、民間の資金や運営ノウハウを活用する手法の導入可能性等について検討・調査を行った。

### 1. 整備候補地について

2箇所の整備候補地について比較分析を行った。

- 〔1〕新下関市場 一の宮住吉三丁目 2-1 (提供可能食数見込: 約 8,000 食)
- 〔2〕玄洋公民館 彦島西山四丁目 1-2 8 (提供可能食数見込: 約 6,000 食)

**【評価】** インフラの整備状況や立地環境、受配校との距離、配送計画の立てやすさなどの点から新下関市場が候補地として優位。

### 2. VFMの確認について

整備・運営について概算事業費を算定し、比較分析を行った。

	現在価値換算財政負担額	VFM
(1) 従来方式	11,713,080 千円	—
(2) PFI 手法 BTO 方式	△502,167 千円	4. 3 %
(3) 民設民営方式	△728,434 千円	6. 2 %

※事業費 = 30 年の事業期間で試算

**【評価】** 従来方式と比較して、PFI は 4. 3 % の縮減効果が見込まれ、整備手法として有効であることが確認された。また、民設民営方式についても負担軽減が見込まれ、事業手法の一つとして検討が可能であることが確認された。

### 3. 市場調査について

民間事業者の参入可能性について、参入意欲や参加可能な条件等について調査し、民間事業者の意向を把握。

○調査対象：24社

PFI 手法 BTO 方式 参入意欲		民設民営方式 参入意欲	
(1)積極的に参加したい	9 社	(1)事業代表として参加	4 社
(2)参加したい	9 社	(2)事業代表からの受託	9 社
(3)参加は難しい	1 社	(3)下請けとして参加	1 社
(4)参加できない	1 社	(4)わからない	5 社
(5)その他	4 社	(5)無回答	5 社

**【評価】** 多数の企業の参加意欲が確認された。

## 北部公民館の一部利用停止について

### 1. 一部利用停止期間

下関市勤労婦人センター・北部公民館の耐震改修工事に伴い、北部公民館の一部を平成31年9月から平成32年3月までの予定で、利用停止するもの

### 2. 経緯

- 昭和49年7月の開館から44年以上が経過
- 建築基準法の耐震基準を充たしていないと判明(公民館の増築部分は耐震有)
- 耐震補強工事(産業振興部)を実施し、勤労婦人センター本館部分を公民館として存続

### 3. 現行の施設概要

下関市立北部公民館 (増築部分及び1・4階部分)	下関市勤労婦人センター (2・3階部分)	下関市サテライト オフィス山の田
<ul style="list-style-type: none"> <li>建築年 昭和49年 (平成4年一部増築)</li> <li>構造 鉄筋コンクリート造</li> <li>占有面積 1,258.93 m<sup>2</sup></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築年 昭和49年</li> <li>構造 鉄筋コンクリート造</li> <li>占有面積 751.08 m<sup>2</sup></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>北部公民館1階 に併設</li> <li>占有面積 8.62 m<sup>2</sup></li> </ul>
・駐車場 73台(本館前28台、隣地45台)	※老人憩の家駐車場を除く	

### 4. 改修概要(階層図)

北部公民館(*は、勤労婦人センター部分)		勤労婦人センター
4階	レクリエーション室	講堂 (第1・第2研修室)
3階	第2会議室*、第5研修室 視聴覚室	第1会議室、料理講習室、 和室
2階	図書室兼会議室	学童研修室、第3会議室、 第4会議室
1階	第4研修室、公民館事務 室、サテライトオフィス	第3研修室、講座室、 談話室

<使用可>

<工事対象(使用不可)>

### 5. 工事スケジュール(予定)

平成31年	4月	~	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
本館耐震 補強工事				準備、解体工事						
				躯体工事						
					空調、内装、その他設備工事					清掃、手直し 検査
		通常開館				一部利用停止				

### 6. 住民説明会の開催

第1回：平成31年3月7日(木) 19:00～ 北部公民館講堂 参加者数95名

第2回：平成31年3月16日(土) 19:00～ 北部公民館講堂 参加者数59名

報 告 事 項  
平成 31 年 3 月 27 日  
文 化 財 保 護 課

勝山御殿跡の国史跡指定について

平成30年11月の教育委員会定例会にて報告した、国の文化審議会による勝山御殿跡の国史跡指定の答申について、この度、文部科学大臣（柴山昌彦）により、国の史跡に指定したことが通知されましたので、報告いたします。

記

1. 指定名称 勝山御殿跡（かつやまごてんあと）
2. 指定地 下関市大字田倉41番6外23筆等（全て下関市所有地）
3. 指定面積 33262.37m<sup>2</sup>（登記簿上面積）
4. 指定日 平成31年2月26日（官報告示 文部科学省告示20号）

以上

報 告 事 項  
平成 31 年 3 月 27 日  
文 化 財 保 護 課

平成 31 年度重要文化財旧下関英國領事館の休館日及び開館日の  
変更について

重要文化財旧下関英國領事館の設置等に関する条例第 5 条の規定に基づき、  
下記のとおり休館日及び開館日を変更するので報告いたします。

記

休館日及び開館日の変更

(1) 休館日の追加

別紙のとおり

(2) 休館日を開館する日

平成 32 年 1 月 2, 3, 4 日

(3) 理 由

休館日及び開館日を変更することにより、施設の良好な維持管理が  
図られ、来館者に施設の価値を広く普及することができるため

**重要文化財旧下関英國領事館**  
2019年4月—2020年3月 休館日カレンダー

■ 条例に基づく休館日 ■ 臨時開館日 ■ 希望する休館日

4月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

5月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

6月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

7月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

8月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

9月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

10月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

11月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

12月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

2019年1月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

2月

日	月	火	水	木	金	土
					1	
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29

3月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

## 平成 30 年度日本遺産魅力発信推進事業について

### ■ 平成 30 年度に実施した日本遺産魅力発信推進事業について

日本遺産「関門“ノスタルジック”海峡」について、両市の産官学民の委員から構成される「関門海峡日本遺産協議会」が文化庁から補助を受け、7 事業を実施した。  
※網掛けは、本市が主体となっている事業。

#### ○ 情報発信・人材育成

- ・日本遺産案内人育成等業務（事業費：3,000,000 円）育成人数：100 名（両市）

講座：平成 31 年 1 月～2 月、モニターツアー：平成 31 年 2 月 28 日

日本遺産「公式テキスト」を使用し、日本遺産の文化観光を担う人材を育成した。

#### ○ 普及啓発

- ・日本遺産 PR 動画制作とコンテストを通じた地域の若者の文化交流事業（事業費：3,000,000 円）

結果発表イベント：平成 31 年 3 月 15 日（金）シーモール 4F シーモールホール

参加者：100 名（両市）

学生を対象に PR 動画を制作するワークショップを開催し、同時に 1 月～2 月にフォトコンテストを開催。コンテストの結果と PR 動画を披露するイベントを開催した。

- ・事業名 グルメ発信事業

#### ① フグ料理 PR 事業（事業費：1,000,000 円）

実施期間：11 月 3 日、4 日、2 月 11 日、3 月 21 日

フグ公許 130 周年にあたり、観光部局と連携し「フグ料理」を情報発信した。

#### ② バナナの叩き売りキャンペーン管理運営業務（事業費：526,580, 円）

実施期間：10 月 20 日、21 日

#### ○ 調査研究

- ・日本遺産に関するマーケティング調査（事業費：1,609,200）円

実施期間：8 月～1 月末

インバウンドに対するアンケート調査及び分析を実施した。

#### ○ 環境整備

- ・日本遺産構成文化財説明板、および総合案内ブース等作成・設置（事業費：5,500,000 円）

実施期間：10 月～3 月

日本遺産の構成文化財の認知度と、来訪者の利便性の向上を図るもの。

① 説明板、② 総合案内板：設置場所：旧秋田商会ビル 1F（下関市）

門司港駅 2F、旧古河鉱業若松ビル 2F（北九州市）

- ・日本遺産構成文化財 VR 等デジタルコンテンツ作成（事業費：7,500,000 円）

実施期間：9 月～3 月 VR 体験会：3 月 22 日（金）赤煉瓦交流館

「旧サッポロビール九州工場（事務所棟、醸造棟、組合棟、倉庫）」の VR 等デジタルコンテンツを活用したシステムの企画提案・開発構築を行う。

報 告 事 項  
平成 31 年 3 月 27 日  
図 書 館 政 策 課

平成 31 年度下関市立図書館の休館日及び開館時間について

下関市立図書館の設置等に関する条例（平成 17 年条例第 110 号）（以下、「条例」という。）第 3 条第 2 項及び第 4 条の規程に基づき、平成 31 年度における下関市立図書館の休館日及び下関市立中央図書館の開館時間を下記のとおりとするため報告いたします。

記

1 内容

- (1) 下関立中央図書館を除く下関市立図書館において、次の日を休館日とする。
- ア 平成 31 年 5 月 5 日（日）  
イ 平成 31 年 8 月 11 日（日）  
ウ 平成 31 年 11 月 3 日（日）
- (2) 下関市立図書館において、定例の休館日である平成 32 年 3 月 27 日（金）を開館し、平成 32 年 3 月 31 日（火）を休館日とする。
- (3) 下関市立中央図書館において、開館時間を次のとおり変更する。
- ア 平成 31 年 8 月 13 日（火） 午前 9 時～午後 5 時  
イ 平成 31 年 8 月 24 日（土）、25 日（日）  
午前 9 時～午後 5 時

## 2 変更理由等

- (1) 当該日は国民の祝日であり、かつ日曜日であるため、翌日の月曜日が休日となる。図書館は月曜日が休館日（条例第3条第1項）であるため、休日と月曜日が重なる場合は、休日の前日である日曜日を休館日とするため。なお、12月以降は天皇誕生日が含まれることから、即位の日以降に改めて伺います。
- (2) 4月1日以降の業務を円滑に遂行することを目的とし、館内整理等を行うため。
- (3) 「関門海峡花火大会」（8月13日）並びに「馬関まつり」（8月24日、25日）の開催により、下関市立中央図書館周辺で交通規制が実施されるため。また、館内に飲食物を持ち込まれ、図書館資料の汚損や破損につながる恐れがあるため。

以上

### \* 参考条文

○下関市立図書館の設置等に関する条例（抜粋）

#### (休館日)

第3条 図書館の休館日は、次のとおりとする。ただし、中央図書館にあっては、第3号及び第4号に掲げる日並びに1月1日を休館日とする。

- (1) 月曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)
- (4) 1月から11月までの各月の最終金曜日(その日が第2号の休日の場合は、その日の前日)及び12月28日

2 前項の規定にかかわらず、下関市教育委員会(以下「委員会」という。)が必要があると認めるときは、休館日以外の日に休館し、又は休館日に開館することができる。

#### (開館時間)

第4条 図書館の開館時間は、次のとおりとする。ただし、委員会が特に必要があると認めるときは、臨時に開館時間を変更することができる。

- (1) 中央図書館 午前9時から午後8時までとする。ただし、5階閲覧室については午前9時から午後9時までとする。

報 告 事 項  
平成 31 年 3 月 27 日  
美 術 館

平成 31 年度下関市立美術館の臨時休館及び臨時開館について

下関市立美術館の設置等に関する条例（平成 17 年条例第 120 号）第 2 条の規定に基づき、臨時に休館する日及び開館する日を下記のとおりとするので、報告いたします。

記

1. 臨時休館日  
別紙のとおり

2. 臨時開館日  
別紙のとおり

(参考)

下関市立美術館の設置等に関する条例（抜粋）

（休館日）

第 2 条 美術館の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、下関市教育委員会は、必要があると認めるときは、休館日以外の日に臨時に休館し、又は休館日に臨時に開館することができる。

（1）月曜日

（2）1 月 1 日から同月 4 日まで及び 12 月 28 日から同月 31 日まで

## 別紙

## 平成31年度 下関市立美術館臨時休館日及び臨時開館日

## 臨時休館日

期	間	理 由
平成31年5月21日	から	
平成31年5月21日	まで 1 日間	所蔵品展No.147展示作業のため
平成31年7月9日	から	
平成31年7月11日	まで 3 日間	特別展「横山眞佐子と3人のゆかいな仲間たち」 展示作業のため
平成31年9月3日	から	
平成31年9月8日	まで 6 日間	特別展「横山眞佐子と3人のゆかいな仲間たち」 撤収作業及び収蔵庫燻蒸のため
平成31年9月10日	から	
平成31年9月15日	まで 6 日間	収蔵庫燻蒸及び照明設備改修のため
平成31年9月17日	から	
平成31年9月18日	まで 2 日間	照明設備改修及び所蔵品展No.148展示作業のため
平成31年10月1日	から	
平成31年10月1日	まで 1 日間	特別展「書家・金澤翔子」展示作業のため
平成31年10月22日	から	
平成31年10月26日	まで 5 日間	下関市芸術文化祭美術展準備のため
平成31年11月12日	から	
平成31年11月12日	まで 1 日間	所蔵品展No.149展示作業のため
平成31年11月26日	から	
平成31年11月28日	まで 3 日間	所蔵品展No.149撤収及び特別展「やなせたかしの きせき」展示作業のため
平成32年1月21日	から	
平成32年1月24日	まで 4 日間	特別展「やなせたかしのきせき」撤収及び所蔵品 展No.150展示作業のため
平成32年3月17日	から	
平成32年3月17日	まで 1 日間	所蔵品展No.151展示作業のため
計 33 日間		

## 臨時開館日

期	間	理 由
平成31年4月29日 昭和の日	(月・祝) 1 日間	祝日（国民の祝日に関する法律に規定する休日となる日）のため
平成31年5月6日 こどもの日の振替休日	(月・振) 1 日間	振替休日のため
平成31年7月15日 海の日	(月・祝) 1 日間	祝日（国民の祝日に関する法律に規定する休日となる日）のため
平成31年8月12日 山の日の振替休日	(月・振) 1 日間	振替休日のため
平成31年9月23日 秋分の日	(月・祝) 1 日間	祝日（国民の祝日に関する法律に規定する休日となる日）のため
平成31年10月14日 体育の日	(月・祝) 1 日間	祝日（国民の祝日に関する法律に規定する休日となる日）のため
平成31年11月4日 文化の日の振替休日	(月・振) 1 日間	振替休日のため
平成31年12月28日 から 平成31年12月29日 まで	2 日間	特別展「やなせたかしのきせき」開催のため
平成32年1月3日 から 平成32年1月4日 まで	2 日間	特別展「やなせたかしのきせき」開催のため
平成32年1月13日 成人の日	(月・祝) 1 日間	祝日（国民の祝日に関する法律に規定する休日となる日）のため
平成32年2月24日 天皇誕生日の振替休日	(月・振) 1 日間	振替休日のため
計 13 日間		

報 告 事 項  
平成 31 年 3 月 27 日  
歴 史 博 物 館

平成 31 年度下関市立東行記念館の臨時開館について

下関市立東行記念館の設置等に関する条例（平成 21 年条例第 34 号）第 3 条の規定に基づき、休館日を開館する日を下記のとおり定めたので報告いたします。

記

1. 休館日に開館する日

(1) 月曜日が国民の祝日に関する法律（以下、「祝日法」という。）に規定する休日となる日

平成 31 年 4 月 29 日（月）昭和の日  
平成 31 年 5 月 6 日（月）こどもの日の振替休日  
平成 31 年 7 月 15 日（月）海の日  
平成 31 年 8 月 12 日（月）山の日の振替休日  
平成 31 年 9 月 16 日（月）敬老の日  
平成 31 年 9 月 23 日（月）秋分の日  
平成 31 年 10 月 14 日（月）体育の日  
平成 31 年 11 月 4 日（月）文化の日の振替休日  
平成 32 年 1 月 13 日（月）成人の日  
平成 32 年 2 月 24 日（月）天皇誕生日の振替休日

(2) 祝日法に規定する休日の翌日が、祝日法に規定する休日となる日

平成 31 年 4 月 30 日（火）国民の休日  
平成 31 年 5 月 1 日（水）天皇の即位の日

平成31年 5月 2日（木）国民の休日

平成31年 5月 3日（金）憲法記念日

（3）祝日法に規定する休日の翌日が、土曜日若しくは日曜日となる日

平成31年 5月 4日（土）みどりの日

平成31年 5月 5日（日）こどもの日

平成31年11月24日（日）勤労感謝の日の翌日

平成32年 3月21日（土）春分の日の翌日

[理由]多くの来館者が見込まれるため

（参考）

#### 下関市立東行記念館の設置等に関する条例（抜粋）

##### （休館日）

第3条 記念館の休館日は、次のとおりとする。ただし、下関市教育委員会（以下「委員会」という。）が、特に必要と認めるときは、休館日以外の日に休館し、又は休館日に開館することができる。

（1）月曜日

（2）国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の翌日

（3）12月28日から翌年の1月4日までの日

## 報 告 事 項

平成 31 年 3 月 27 日

土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアム

### 平成 31 年度土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアムの臨時開館について

土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアムの設置等に関する条例(平成 17 年条例第 125 号)第 6 条の規定に基づき、臨時に開館する日を下記のとおり定めたので、報告いたします。

#### 記

##### 1 臨時開館日

平成 31 年 8 月 13 日 (火)

##### 2 臨時開館の理由

御盆の期間中であり、帰省客など多くの来館者が見込まれることから来館者の利便を図るため

#### 参考条文

土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアムの設置等に関する条例(抜粋)

第 6 条 土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアムは、次に掲げる日を除き開館する。

(1) 月曜日 (その日が国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、当該休日以後の直近の休日でない日)

(2) 1 月 1 日から同月 3 日まで及び 12 月 29 日から同月 31 日まで。

2 開館時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。

3 下関市教育委員会は、特に必要があると認めるときは、開館日及び開館時間を変更することができる。

報 告 事 項

平成 31 年 3 月 27 日

豊浦教育支所

国指定天然記念物「川棚のクスの森」の  
枯損対策指導協議について

平成 29 年 7 月から急激な葉枯れが進展した「川棚のクスの森」において、文化庁天然記念物担当調査官が現地を視察し指導及び助言を受けましたので報告いたします。

記

1 日時・場所

平成 31 年 2 月 25 日（月）11 時 30 分～  
下関市豊浦町川棚 川棚のクスの森（現地）

2 観察者

文化庁文化財第二課（天然記念物部門）文化財調査官  
博士 田中 厚志

3 調査官意見

- ・経過観察は、引き続き実施することとし、今足元になくてもそこに根が生えている環境を整えることが一番重要である。そのために今まで実施してきた水圧穿孔作業は全体として密度を上げていくと良い。
- ・来訪者の安全性さえ確保できれば、枝の剪定作業は急ぐ必要はないと考える。
- ・本格的な樹勢回復には 5 年から 10 年程度のスパンで考えていくこと。時間がかかるとは思うが元の近い姿に戻るように力添えしたい。

報 告 事 項  
平成 31 年 3 月 27 日  
生 涯 学 習 課

平成 31 年度公民館等の開館時間の短縮について

平成 31 年度における公民館等の社会教育施設について、下記のとおり開館時間を短縮（夜間枠）することができるとしたので報告いたします。

記

1. 開館時間を短縮する施設

- (1) 下関市立公民館（全 34 館）
- (2) 下関市菊川ふれあい会館
- (3) 下関市生涯学習センター（全 2 館）
- (4) 下関市ふれあいセンター（全 3 館）
- (5) 下関市滝部活動拠点施設
- (6) 下関市角島開発総合センター

2. 開館時間の短縮（夜間枠）

(1) 実施期間

平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年（2020 年）3 月 31 日  
(平成 31 年度)

(2) その基準

ア. 夜間枠の使用がない場合

(ア) 前日の午後 5 時までに夜間枠の使用申請がない場合、閉館時刻を午後 9 時（12 月 1 日から 3 月 31 日は午後 8 時）とすることができる。なお、1 週間前の日曜日の午後 5 時までに夜間枠の使用申請がない日曜日は、閉館時刻を午後 5 時とすることができる。

(イ) 吉母・檜崎・室津公民館、豊田・豊北教育支所管内公民館、ふれあいセンター、滝部活動拠点施設、角島開発総合センターは、前日の午後 5 時までに夜間枠の使用申請がない場合、閉館時刻を午後 5 時とする

ことができる。

#### イ. 夜間枠の使用がある場合

- (ア) 午後 9 時を経過し夜間枠の使用が全て終了した場合、その時点をもって閉館することができる。ただし、午後 9 時より前に夜間枠の使用が全て終了した場合は、午後 9 時（12月1日から3月31日は午後8時）をもって閉館することができる。
- (イ) 夜間枠の使用が少ない施設（2（2）ア（イ）の施設）は、夜間枠の使用が全て終了した時点をもって閉館することができる。

#### 【参考】

##### 1. 公民館等の社会教育施設における開館時間の短縮の規定

###### （1）下関市立公民館の設置に関する条例（抜粋）

###### （開館時間）

第6条 公民館の開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、委員会が必要があると認めるときは、これを変更することができる。

###### （2）下関市菊川ふれあい会館の設置等に関する条例（抜粋）

###### （休館日等）

第3条 会館の休館日及び開館時間は、次に定めるところによる。ただし、教育委員会が必要があると認めるときは、これを変更することができる。

（1）休館日 月曜日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）

（2）開館時間 午前9時から午後10時まで

###### （3）下関市生涯学習センターの設置等に関する条例（抜粋）

###### （開館時間及び休館日）

第2条 生涯学習センターの開館時間及び休館日は、次のとおりとする。

名称	開館時間	休館日
下関市豊田生涯学習センター	午前9時から午後10時まで	（1）月曜日
下関市豊北生涯学習センター		（2）12月29日から翌年1月3日まで

2 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、開館時間及び休館日を変更することができる。

(4) 下関市ふれあいセンターの設置等に関する条例（抜粋）

（開館及び閉館）

第3条 センターの開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、委員会が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(5) 下関市滝部活動拠点施設の設置等に関する条例（抜粋）

（休館日及び開館時間）

第3条2 活動拠点施設の開館時間は、午前9時から午後10時までとする。

第3条3 教育委員会（以下「委員会」という。）は、特に必要があると認めるときは、前2項の休館日及び開館時間を変更することができる。

(6) 下関市角島開発総合センターの設置等に関する条例（抜粋）※改正後

（休館日及び開館時間）

第3条 総合センターの休館日は、次のとおりとする。

2 総合センターの開館時間は、午前9時から午後10時までとする。

3 教育委員会（以下「委員会」という。）は、特に必要があると認めるときは、前2項の休館日及び開館時間を変更することができる。

## 2. 開館時間（夜間枠）を短縮する理由

- (1) 夜間における使用頻度は地域により差があり、利用相談や使用申請等も少なく、一律に非常勤職員を勤務させることが非効率的である。非常勤職員の勤務時間のシフト調整のため。  
また、施設の維持管理に係る人件費、光熱水費等経費節減のため。